

お知らせ版

令和5年12月
発行 南伊豆町町民課 ☎62-6222
町のホームページ

<https://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/>



税務特集号

住民税（町県民税）申告のお知らせ

住民税の申告受付を2月中旬から行います。令和6年1月1日に町内に居住している方が対象となり、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の所得金額などについて、申告していただきます。

注意事項

- ① 所得税の確定申告をされる方（裏面をご覧ください。）、及び、給与所得のみの方（勤務先で年末調整されている方）は、住民税申告をする必要はありません。
- ② 収入が公的年金（遺族年金・障害年金を除く）のみの方は、源泉徴収票に記載の無い医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除等をご利用になる場合を除き、住民税申告をする必要はありません。
- ③ 上記①②以外の方で、住民税が非課税となる方は、住民税申告の義務はありません。

ただし、住民税申告がない場合、以下の行政事務において不利益が生じる場合がありますので、収入がなかった方や、遺族年金・障害年金しか収入がなかった方もその旨の申告（電話でも可）をお願いします。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減
- ・所得証明書等の発行
- ・障害年金、児童扶養手当等の受給
- ・国民年金保険料の免除申請 など

※ 申告が必要か否かご不明な方は、南伊豆町役場町民課課税係（☎62-6222）まで、お気軽にお問合せ下さい。

申告受付会場 南伊豆町役場 2階会議室

南伊豆町役場内の申告受付会場を、令和6年2月21日から3月15日までの平日に、毎日開設いたします。

また、受付時間は、9時30分から11時30分までと、13時15分から16時までです。

なお、申告受付会場へお越しの際は、以下のものをご持参ください。

- ① 本人確認書類（マイナンバーカード、（個人番号）通知カード、運転免許証等）
 - ② 収入や支出（経費）のわかる書類（給与や年金の源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書等）
 - ③ 各種控除を受けるための書類 … 控除証明書、領収書等の支払金額が分かる書類、障害者手帳など
- ※ 医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書（医療を受けた方の氏名、病院・薬局などの支払先名称、医療費の内容（診療等）、支払った医療費の額、各種保険で補填される金額が記載されたもの）が必要です。
- ※ 障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護1から要介護5に認定されている方（要支援1・2認定者は該当しません）のうち、一定の要件に当てはまる人は、申請に基づき「障害者控除対象者認定書」を交付します。
- 必要な方は、南伊豆町役場福祉介護課（☎62-6233）で申請してください。

○住民税申告についてのお問合せは、南伊豆町役場町民課課税係まで ☎62-6222

下田税務署からの確定申告のお知らせ

確定申告相談会場・無料税務相談所

確定申告相談	会場	下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）：下田市敷根 761
	期間	令和6年2月16日（金）～3月15日（金）（土・日・祝日を除く。） ※開設期間中、下田税務署では申告書の作成指導を行っていません。
	開設時間	9：00～17：00 ※入場には「入場整理券」が必要です。
	その他	会場では、基本的にはご自身のスマートフォンで申告していただきますので、事前にマイナポータルアプリをインストールするとともに、マイナンバーカード（※）をお持ちいただくと申告書の作成がスムーズに行えます。 （※）パスワードについてご不明な場合は、南伊豆町役場町民課にお問合せください。また、ご来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類のご用意をお願いします。
無料税務相談	会場	下田市民スポーツセンター（サンワーク下田） 第二会議室
	期間	令和6年2月20日（火）～2月22日（木）
	開設時間	9：30～12：00、13：00～16：00 ※上記と同様、「入場整理券」にてご案内します。

※両会場とも、混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

南伊豆町役場での確定申告相談【完全予約制】

確定申告相談	会場	南伊豆町役場 湯けむりホール
	日程	令和6年2月20日（火）
	開設時間	9：30～12：00、13：00～15：30
	予約受付開始日時	ネット予約：令和6年1月4日（木）9：00～11日（木）17：00 電話予約：令和6年1月12日（金）15：00～
	予約受付用電話番号	62-6222（南伊豆町役場町民課）
	その他	下田税務署の職員が来庁し、申告相談を行います。
	持ち物	マイナンバーカード

ネット予約は、南伊豆町ホームページ内の「南伊豆町電子申請」または、「電子申請の窓口」のバナーから予約をお願いします。右のQRコードからも予約可能です。

ネット予約の不明な点については、町民課（62-6222）までお問合せください。

電話予約については、15：00より順次受付を開始します。



注意事項

- ① 譲渡所得（株式及び土地・建物等の売却による所得）及び贈与税の申告相談は、下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）で行います。
- ② 下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）への確定申告に関するお問い合わせはご遠慮ください。

お問合せ先

下田税務署 ☎ 22-0185

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。ご用件に応じて番号を選択してください。